

整理番号 2-8-8 /

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	事務所賃借料		
年月日	令和元年 7月 2日 ~ 令和元年 月 日	金額	25,000 円

目的	政務活動を行うための事務所の賃借
使途	8月分 賃借料
政務活動・ 県政との 関連	

＜領収＞

【 領 収 証 】

静岡県議会議員 河原崎 聖 様 R/年 7 月 2 日

金額
¥50,000

但 日本連合警備貸店舗 A201号室 2019.8 賃料

内訳	家賃	¥50,000
----	----	---------






(株)ティーオーケー
代表取締役 大場 泰介
島田市幸町12-20
Tel.(0547)37-1333



按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動・後援会活動で 使用のため	50,000 円	1/2 50 %	25,000 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	2-8-8-2
------	---------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報謝費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	参考雑誌購入		
年月日	令和元年 8月 1日～令和元年 月 日	金額	1,420 円
目的	経済情勢に関する情報の把握		
使途	週刊ダイヤモンド 8/3号、週刊東洋経済 8/3号		
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動を行う上での基本となる情報を収集する。		

《領収書貼付枠》

領 収 証

河原崎 聖 様 2019 年 8 月 1 日

★ 1,420-

但週刊ダイヤモンド 8/3号、週刊東洋経済 8/3号、代
上記正に領収いたしました 7/13/19/19

内 訳
税抜金額
消費税額等(%)

1427-0044
静岡県島田市宮川町2471-4
株式会社いろは堂宮川店
TEL 0547-36-2576
FAX 0547-37-7477

コクヨ ウケ-1048

按分の理由 全額政務活動	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	1,420 円	100%	1,420 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 2-8-8-3

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	参考雑誌購入		
年月日	令和元年 8月 1日～令和 年 月 日	金額	1,080 円

目的	全国的な地方自治に関する情報の把握
使途	月刊ガバナンス 8月号
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動を行う上での基本となる情報を収集する。

《領収書貼付枠》

領 収 証

河原崎 聖 様 2019 年 8 月 1 日

★ 1,080-

但 月刊ガバナンス 8月号代 領収書
上記正に領収いたしました

内 訳
税抜金額
消費税額等(%)

427-0044
静岡県島田市宮川町2471-4
株式会社 いろは堂宮川店
TEL 0547-35-257
FAX 0547-37-747

コクヨ ウケ-1048

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全額政務活動	1,080 円	100%	1,080 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 2-8-8- 44

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	参考雑誌購入		
年月日	令和元年8月9日~令和 年 月 日	金額	1,049円
目的	全国的な福祉政策に関する情報の把握		
使途	月刊福祉9月号		
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動を行う上での基本となる情報を収集する。		
<領収書貼 <div style="text-align: center;"> <h2>領収証</h2> <p>No.</p> <p><u>河原崎 聖 様</u> 2019年8月9日</p> <p>¥ <u>1,049</u> 也</p> <p>但 月刊福祉9月号</p> <p>上記正に領収致しました</p> <div style="border: 1px dashed black; width: 80px; height: 60px; margin: 10px auto;"></div> <p>(株) 島田書店 代表取締役 佐塚 照夫 島田市旗指499-5 外商 (0547)35-6074 FAX (0547)37-2966 花みずき店 (0547)35-3020 FAX (0547)35-5020</p> <div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 40px; display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 10px;">係</div> </div>			
按分の理由 全額政務活動	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	1,049円	100%	1,049円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 2-8-8-5

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	参考雑誌購入		
年月日	令和元年 8 月 13 日～令和元年 月 日	金額	2,130 円
目的	経済情勢に関する情報の把握		
使途	日経ビジネス 2019.7.29 号、日経ビジネス 2019.8.5 号、日経ビジネス 2019.8.12 号		
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動を行う上での基本となる情報を収集する。		

《領収書貼付枠》

領収証

河原崎 聖

様 No. _____

¥ 2,130 -

但 日経ビジネス 2019.7.29号 1部 日経ビジネス 2019.8.5号
入金日 2019年 8月 13日 上記正に領収いたしました。 8.12号

収入
印紙

内訳
税抜金額 _____
消費税額等 (%) _____

〒435-0852 静岡県静岡市葵区紺屋町17-1
株式会社 戸田書店静岡本店 地下
TEL 054-205-6111 FAX 054-205-6116

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全額政務活動	2,130 円	100%	2,130 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	2-8-8-6
------	---------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証 抛書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	参考雑誌購入		
年月日	令和元年 8月 22日～令和元年 月 日	金額	1,400円
目的	経済情勢に関する情報の把握		
使途	週刊東洋経済 8/24号、エコノミスト 8/27号		
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動を行う上での基本となる情報を収集する。		

《領収書貼付枠》

領 収 証

河原崎 聖 様 2019年 8月 22日

★ 5,140円

但 東洋経済、エコノミスト 8/27号
8/24号
上記正に領収いたしました

内 訳
税抜金額
消費税額等(%)

427-0044
静岡県島田市宮川町2471-4
株式会社 いろは堂宮川店
TEL 0547-35-2576
FAX 0547-37-7477

コクヨ ウケ-1048

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全額政務活動	1,400円	100%	1,400円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	2-8-8-7
------	---------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	参考雑誌購入		
年月日	令和元年 8 月 28 日～令和元年 月 日	金額	1,380 円
目的	経済情勢に関する情報の把握		
使途	週刊ダイヤモンド8/31号、週刊エコノミスト9/3号		
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動を行う上での基本となる情報を収集する。		

《領収書貼付枠》

領 収 証

河原崎 聖 様 2019 年 8 月 28 日

★ 14 1,380-

但 週刊ダイヤモンド8/31号、週刊エコノミスト9/3号、クレジット

内 訳
税抜金額
消費税額等(%)




静岡県島田市宮川町2471-4
株式会社 いろは堂宮川店
TEL 0547-35-2576
FAX 0547-37-7471

コクヨ ウケ-1048

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全額政務活動	1,380 円	100%	1,380 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	2-8-8-8
------	---------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報種費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	書籍代		
年 月 日	令和元年 8 月 13 日～令和元年 月 日	金 額	5,508 円

目 的	県政の諸課題についての知見を得る。
使 途	専門書 2 冊 (都市地域のグローバル競争戦略、政策立案の技法)
政務活動・ 県政との 関 連 性	県政にかかわる分野の書籍である。
<p>《領収書貼付枠》</p> <div style="text-align: right; margin-right: 100px;"> 2019年 8月13日 No.07-000005310 </div> <p style="text-align: center; font-size: 1.2em;">領 収 証</p> <p style="text-align: center; font-size: 1.5em;">河原崎 聖 様</p> <p style="text-align: center; font-size: 1.2em;">金額 ¥5,508-</p> <p style="text-align: center; font-size: 0.8em;">(内 クレジットカード利用計 ¥5,508 (内消費税等 ¥408))</p> <p style="font-size: 0.8em;">但し都市地域のグローバル競争戦略、政策立案の技法 上記金額正に領収いたしました。 2冊の代金として。</p> <p style="font-size: 0.8em;">関戸田書店 〒420-0852 静岡市葵区紺屋町17-1葵タワー2F・1F・BF 054-205-6111</p> <div style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> 関戸田書店 静岡市葵区紺屋町17-1 関戸田書店社 </div>	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全額政務活動	5,508 円	/	
		100%	5,508 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 2-8-8-9

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	FM島田コーナー料		
年月日	令和元年 8 月 26 日～	年月日	金額 32,400 円
目的	県政に関する情報を広く地域住民に伝達する。		
使途	8月分コーナー料		
政務活動・ 県政との 関連性	県政に関する情報をタイムリーに地域住民に伝える。		

《領収書貼付枠》

領収証

金額

¥ 32,400.-

内訳

現金

小切手

手形

消費税額等(8%)2,400円

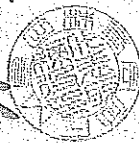
コクヨ ウケ-92

但 FM島田コーナー料

令和元年 8 月 26 日 上記正に領収いたしました

収入印紙

静岡県島田市中心5番の1
株式会社 FM島田
代表取締役 八本和夫



按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全額政務活動	32,400 円	100%	32,400 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 2-8-8-1D

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広報費</u> ・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	ホームページ管理料		
年月日	令和元年 8 月 30 日～令和 年 月 日	金額	16,308 円

目的	県政に関する情報を広く地域住民に伝達する。
使途	8月分管理料
政務活動・ 県政との 関連性	県政に関する情報を幅広く多くの人たちに伝える。

《領収書貼付枠》

*16,200 円(管理料) 108 円(振込料)

ご利用明細

静岡銀行

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年月日	振替先店番・科目・口座番号	口座番号
01.08.30		065
銀行番号	店番号	科目
お取扱店	お取引内容	お取引金額
0128	お引出し	¥16,200
残高		
おつり		
残高		
キヤンペング	手数料	時刻
	¥108	1355
		0197

スオカ
サカカ
普通 0480639
イマクロチ「サイ」イン コイケ トシヒコ 様
アット「ウ キヨ」様
TEL0547-36-0787

06.520.38 (裏面もご覧ください)

按分の理由 全額政務活動	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	16,308 円	100%	16,308 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	2-8-8- //
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)




経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	自動車リース料		
年月日	令和元年9月5日～	年月日	金額 9,807円

目的	政務活動上、必要な移動を行う。
使途	8月分 リース料
政務活動・ 県政との 関連性	会合に出席したり、現地調査を行うことで、必要な情報を得たり、コミュニケーションの円滑化を図る。
<<領収書貼付枠>> 別紙 利用割合が正確に把握できないため、充当限度割合(後援会活動 1/2・政務活動 1/2)により按分。 1か月分の充当可能額 9,807円 $(26,546 - 1,025 - 7,056 + 1,148) \times 1/2 = 9,806.5 \text{円} \approx 9,807 \text{円}$ *リース料1か月分 26,546円 重量税1か月分 $49,200 \times 1/48 = 1,025 \text{円}$ メンテナンス料1か月分 $338,679 \times 1/48 = 7,055.8 \approx 7,056 \text{円}$ オイル代1か月分 $55,108 \times 1/48 = 1,148.0833 \approx 1,148 \text{円}$ ⊙メンテナンス料の中にオイル代が入っている為、その部分のみ充当する。	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
該当部分について政務活動と後援会で按分	19,613. 26,546 円	1/2	9,807円
		50%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 2-8-8 / 2

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書


(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読料		
年月日	令和 元年 8月 25日～令和 年 月 日	金額	4,037 円

目的	県内外の政治・社会・経済に関する情報の把握
使途	中日新聞 8月分
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動を行う上での基本となる情報を収集する。

《領収書貼付枠》

領収証

2019年 8月分
お問合せ№. 
(121) 81.00集金

河原崎 聖 様

銘柄名	部数	金額	備考	合計金額
中日新聞 セット	1	4,037		4,037 円

ご愛読ありがとうございます。
ございます。

朝刊配達アルバイト募集中です。
1日2～3時間、年齢不問、バイク貸与
未経験者歓迎♪ バイクの乗り方から
配達まで丁寧にサポートします。

赤井新聞領店
島田市野田1260-1 平日新聞
TEL 37-3246

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全額政務活動	4,037 円	100%	4,037 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 2-8-8-13

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費 <u>資料購入費</u> ・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読料		
年月日	令和元年 8月 27日～	年月日	金額 1,934円

目的	県内外の政治・社会・経済に関する情報の把握									
使途	聖教新聞 8月分									
政務活動・ 県政との 関連	政務活動を行う上での基本となる情報を収集する。									
<<領収>> 新聞購読料 領収証 河原崎 聖様 ご購読ありがとうございます。 下記金額を正に領収いたしました。 2019年 8月分 領収日 月 日 領収金額 ¥1,934	<table border="1"> <tr> <th>品名</th> <th>定価(税込)</th> <th>部数</th> <th>金額</th> </tr> <tr> <td>聖教新聞</td> <td>1,934</td> <td>1</td> <td>1,934</td> </tr> </table>	品名	定価(税込)	部数	金額	聖教新聞	1,934	1	1,934	 信幸 落合 島田市向谷元町793-1-1 販売所 TEL 0547-37-0661 FAX 0547-34-0136 住居 お申込No.
品名	定価(税込)	部数	金額							
聖教新聞	1,934	1	1,934							
按分の理由 全額政務活動	領収書金額(a) 1,934円	按分率(b) / 100%	政務活動費支出額(a×b) 1,934円							

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 2-8-8 / 4

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読料		
年月日	令和元年 8月 31日～令和 年 月 日	金額	7,880 円

目的	県内外の政治・社会・経済に関する情報の把握
使途	静岡新聞・日本経済新聞 8月分
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動を行う上での基本となる情報を収集する。

《領収書貼付枠》

領収証
河原崎 聖様

2019年 8月分
(180) 281.00集金
お問合せNo.

銘柄	部数	金額	備考	合計金額
静岡新聞	1	2,980		7,880 円 上記金額正に領収致しました。
日本経済新聞	1	4,900		

引き続きご愛読のほど、
よろしくお願い申し上げます。

静岡新聞・毎日新聞・読売新聞・産経新聞
(株)浅野新聞店
島田市本通一丁目10-8
TEL 35-3333(代)

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全額政務活動	7,880 円	100%	7,880 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 2-8-8 / 5

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	特定非営利活動法人日本防災士会 年会費		
年月日	平成31年4月1日～令和2年3月31日	金額	4,721 5,150 円

会の趣旨・目的	地域防災力の向上を目指す防災士として、防災士会の活動を通じ全国の防災・減災についての知見を深め、それに基づいた政策を提言するとともに、必要な研修を通じて研鑽を積む。
会の活動内容等	会員相互の意見交換、研修会の開催、防災対策についての政策提言
政務活動・県政との関連性	県の最重要課題である災害対策の中で、防災士会の存在は極めて重要であると考え。

《領収書貼付枠》

※5,000円 (年会費)、150円 (振込料)

$$5,150円 \times \frac{11}{12ヶ月} = 4,721円$$

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
01-07-3123357	A93120018	
取扱店	ス・オカケンチョウナイ	
払込口座	00130-5	639244
払込金額	*5,000料金 *150	

振替受付票

私込みの証拠となるものに保存し、大切に保管して下さい。

料金は、消費税等が含まれていません。

(ゆうちょ銀行)

河原崎 聖 (印)

入金額 *5,150

おつり *0

“あんしん” & “べんり” なスマホ決済アプリ ゆうちょよ Pay

印鑑税申告納付につき難関 税務署承認済

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 (規約)

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全額政務活動	4,721	/	4,721
	5,150円	100%	5,150円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

特定非営利活動法人 日本防災士会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本防災士会という。

2 この法人の慣用表記及び外国語による名称表記については、理事会において別に定める。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館3階に置く。

(目的)

第3条 この法人は、広く一般市民を対象として、幅広い防災啓発活動を実施するとともに、平時における地域防災力の向上と、災害時における支援活動に取り組む防災士や防災士の活動に賛同する市民等への支援を通じて、安全で安心な社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 地域安全活動
- (2) 災害救援活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 防災意識の普及、啓発事業
- (2) 防災関連用品用具の普及・提供事業
- (3) 災害被災地への支援事業
- (4) 防災・減災のために活動する団体を支援する事業
- (5) 広報事業
- (6) その他、法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の趣旨・活動目的に賛同し、入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の趣旨・活動目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人及び法人、団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にそ

の旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 定められた期間内に会費を納入しなかった場合には会員資格は停止する。継続して1年以上会費を滞納したときは会員資格は喪失することがある。
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費は、返還しない。

第3章 役員等

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上30人以内
 - (2) 監事 1人以上3人以内
- 2 理事のうち1人を理事長、1人以上3人以内を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会議

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び予算決算
- (5) 役員を選任
- (6) 役員の職務
- (7) 資産の管理の方法
- (8) 借入金の借入（その年度の収益をもって償還する短期借入金を除く）
- (9) 解散における残余財産の帰属
- (10) その他、この法人の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面若しくは電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があつたとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号の規定による請求があつたときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出府できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したもの

とみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 支部

(支部)

第38条 本会に支部をおくことができる

- 2 支部の設置等については、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第6章 資産

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第7章 会計

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計の1種とする。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費)

第47条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後3か月以内に総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第49条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 被廃手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、特定非営利活動法人若しくは法第11条第3項第二号から第五号に掲げる者であつて、この法人と目的を同じくするもの又は国若しくは地方公共団体のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。
 理事長 浦野 修
 副理事長 松尾好将
 理事 橋本茂、別府茂、大澤サユリ、大住光男、金子勉、川崎隆克、齋藤明子（半田亜季子）、玉田豊徳（玉田三郎）、保坂松男、三木修
 監事 永田充、吉田正
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2011年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2011年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 (1) 入会金 0円
 (2) 年会費 正会員 5,000円
 賛助会員（個人） 5,000円
 賛助会員（法人・団体） 1口 20,000円（1口以上）

附 則

この定款は、平成22年11月26日から施行する。

附 則

この定款は、平成24年1月27日から施行する。

附 則

この定款は、平成27年9月16日から施行する。




附 則

この定款は、平成29年6月24日から施行する。

附 則

この定款は、令和元年6月23日から施行する。

整理番号 2-8-8-16

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	--	-------	---

支出証拠書 (自動車燃料代)

【 8月分】 (会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月	令和元年 8月 16日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)


経費項目	走行距離 (km)	積算方法 ※	充当額 (円)
事務費		円 × km / km	774 円

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)
 ※領収書による充当方式
 ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)
 ・充当限度割合による按分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名 ㊟

《領収書貼付枠》
 1,548 円 × 1/2 = 774 円

大好評タイヤキャンペーン実施中！
 点検わずか5分！お気軽にスタッフまで



お客様控え
 (クレジット領収書)
 277313

1号丸子
 TEL 054-258-4804
 (株)西日本宇佐美
 本社 愛知県津島市埋田町1-8

売上 2019年 8月16日 10:57
 KIWOSHI KAWARAZAK 様
 ENEOS(S)
 レギュラーガソリン P-10(内)
 11.64 L 0133.0 1548円
 (税抜) 0123.1)
 01200.00
 (内、会員優待引 -01.0 -12円)

合計 1,548円
 (内、消費税等(8.00%)) 115円)

支払区分：一括
 承認No. 0000039495

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動・後援会で使用のため	1,548 円	1/2	774 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 2-8-8 / 7

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書 (自動車燃料代)

【 8月分】 (会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月	令和元年 8月 18日	
走行距離	k m	k m	k m

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積算方法※	充当額 (円)
事務費		円× k m / k m	2,032 円

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)
 ※領収書による充当方式
 ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)
 ・充当限度割合による按分: 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名 ㊟

《領収書貼付枠》
 4,064 円 × 1/2 = 2,032 円

スバット!!ときれいに!!大好評!!
 ドライブスルー洗車!!

お客様控え (クレジット領収書) 277783

150号焼津
 TEL 054-629-0737
 ㈱西日本宇佐美
 本社 愛知県津島市埋田1-8

売上 2019年 8月18日 08:39
 KAWARAZAKI KIYOSHI 様
 出光カガク
 レギュラーガソリン P-1(内) 4064円
 30.10L @135.0
 (税抜 @125.0)
 @1200.00

合計 4,064円
 (内、消費税等(8.00%)) 301円

支払区分:一括 承認No.0000003574
 伝No:17953 担当:8888

※ 本書保管上のお願
 財布・手帳等には
 貼付していただき
 ます。印刷面を
 内側に折り保管
 をお願いいたし
 ます。

按分の理由 政務活動・後援会で使用のため	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	4,064 円	1/2 %	2,032 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 2-8-8-18

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書 (自動車燃料代)

【 8月分】 (会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月	令和元年 8月 21日	
走行距離	k m	k m	k m

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積算方法※	充当額 (円)
事務費		円× km / km	1,681円

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)

※領収書による充当方式

・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)

・充当限度割合による按分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名 ㊟

《領収書貼付枠》

3,362円 × 1/2 = 1,681円

大好評タイヤキャンペーン実施中！
点検わずか5分！お気軽にスタッフまで



お客様控え
(クレジット領収書)
277319

1号丸子
TEL 054-258-4804
(株)西日本宇佐美
本社 愛知県津島市埋田町1-8

売上 2019年 8月21日 17:40

KIYOSHI KAWARAZAKI 様

レギュラーガソリン P-1(内) 3362円

24.90L @135.0 (税抜) @125.0

01200.00 (内、会員優待引 -01.0 -24円)

合計 3,362円 (内、消費税等(8.00%) 249円)

支払区分：一括
承認No. 0000063800

按分の理由 政務活動・後援会で使用のため	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	3,362円	1/2 %	1,681円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 2-8-8-19

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書 (自動車燃料代)

【 8月分】 (会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月	令和元年 8月 27日	
走行距離	k m	k m	k m

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積算方法※	充当額 (円)
事務費		円× km / km	2,415 円

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)

※領収書による充当方式

- ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)
- ・充当限度割合による按分: 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名

《領収書貼付枠》

4,830 円 × 1/2 = 2,415 円

ENEOS

納品書(領収書)
2019年08月27日 14:26

売上
KIYOSHI KAWARAZAKI 様
ENEOSカード S
車両番号
0026-00 P01
レギュラー 36.59L *
数量 (132円) ￥4,830
単価
合計 ￥4,830
(内消費税等(8.00%) ￥368)
クレジット支払
有効期限: XX/XX NC
支払方法: 一括払い
承認番号: 0051805
現金での上記の現金は領収書にかえて頂きます。
消費税戻金等の引込み、繰上りは消費税請求書にて
ご連絡いたします。
消費税には、地方消費税が含まれております。

ENEOS 24P
ポイント交換は当店で可能ですが、
本日分のポイントは次回以降のご利
用代金明細書に反映されます。

株式会社 明光産業 セルフ藤枝
静岡県 藤枝市上青島240-1
TEL: 054-541-3440 SS-480762
レシート No. 7713-01
デビット No. 4063-4065
クレジット No. 17-61072
022 2019/08/27

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動・後援会で使用のため	4,830 円	1/2 %	2,415 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記載すること。

整理番号 2-8-8-20

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書 (自動車燃料代)

【 8月分】 (会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月	令和元年 8月 29日	
走行距離	k m	k m	k m

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積算方法 ※	充当額 (円)
事務費		円× k m / k m	1,734円

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)

※領収書による充当方式

- ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)
- ・充当限度割合による按分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名

《領収書貼付枠》

3,468円 × 1/2 = 1,734円

(有) 小沢産業
島田阪本
静岡県島田市
阪本951-4
TEL: 0547-38-0122 SS: 38778-33307

2019年08月29日 17:57 伝票No.0090
取引随番 5049

クレジットカード
517-33307-9508-0002 38778
一般提携 単番09850

0120-00 3469
レギュラーガソリン 内P07 ¥3468
数量 25.50L
単価 @136
(内) 消費税 @53.8

合計 ¥3,468 (¥257)

内訳分消費税 承認No. 0000775533
支払方法 一括 ¥3,468
クレジット利用額
有効期限 XX年XX月 企業コード 0001
2:00000000-0:00000000

お客様控え

係員: 02
処理日付: 2019/08/29 3469-3469
1:00取引

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動・後援会で使用のため	3,468円	1/2	1,734円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 2-8-8-2/

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内容	携帯電話使用料		
年月日	令和元年 9月10日～	年 月 日	金額 2,389 2,376 円

目的	日常業務において必要な連絡
使途	7月利用・8月請求分
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動を行う上での基本となる諸連絡を行う。
<<領収書貼付枠>> (タブレット代)+(携帯電話代) =①+② =(2,376円)+(7,179円) =9,555円 $9,555 \times \frac{1}{4} = 2,389$	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動・後援会活動・ 私用で按分する。	9,555	1/4	2,389
	9,506 円	25 %	2,377 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

月	日	記号	支払の金額	支払の品名	差引の残高
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11	1-09-10	BF	*55,282	Dカートン/DCMX	
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					

記号の略称
 CA 代金
 支払の品名
 支払の金額
 支払の品名
 支払の金額
 支払の品名
 支払の金額



2019年9月10日のご利用代金明細表

2019年8月25日 発行

お名前	河原崎 聖 様
お支払い日	2019年9月10日 (火)
お支払い合計額	55,282円
カスタマー番号 (サービス名称/ 加入・切替日)	2017年6月30日

金融機関	[REDACTED]
支店	[REDACTED]
科目	[REDACTED]
口座番号	[REDACTED]

お客様の個人情報保護のため、口座番号の下3桁を表示しておりません

各種ご照会・お申込みには会員番号が必要となりますので、お手元にカードをご用意の上、お問い合わせください。

ご利用日	ご利用店名	ご利用金額	支払区分	今回回数	お支払い金額	(お支払い総額)		(内手数料)		備考
						現地通貨額	略称	換算レート	換算日	
河原崎 聖 様 ご利用分 [REDACTED]										
# 19/07/30	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
# 19/07/31	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
# 19/08/01	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
# 19/08/05	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
# 19/08/12	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
# 19/08/15	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
河原崎 聖 様 ご利用分 [REDACTED]										
# 19/07/31	ドコモご利用料金 / ID 8月分	33,697	1	1	33,697					
# 19/07/31	ドコモ決済サービス等 / ID 8月分	648	1	1	648					
<お支払い金額総合計>					55,282					

株式会社NTTドコモ
 東京都千代田区永田町2丁目 11番1号
 登録番号 関東財務局長(5) 第01421号

日頃、ドコモのサービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

内訳項目 金額 (円) BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳等詳細 (DETAILS OF BREAKDOWN)	税区分 (TAX)
【合計請求額の請求内訳】		詳細は電話番号毎内訳をご覧ください。	
◇基本使用料等 (計) 10,300	10,300	基本使用料	合 算
◇通話料・通信料 (計) 2,075	147	X i ・SMS通信料	合 算
	1,928	国内通話料 (ドコモ光電話)	合 算
◇パケット定額料等 (計) 4,300	6,000	パケット定額料 (シェア)	合 算
	-1,400	パケット定額料 (ドコモ光セット割)	合 算
	-800	パケット定額料 (シェアずっとドコモ割)	合 算
	500	シェアオプション定額料	合 算
	0	バック定額通信料	合 算
◇その他ご利用料金等 (計) 2,659	3,270	付加機能使用料等	合 算
	0	ドコモWi-Fi利用料	合 算
	648	ドコモ払い/d払い (ご利用代金/継続課金)	非対象等
	3,250	spモード決済 (料金回収代行/継続課金分)	内 税
	460	spモード決済 (Google Play)	非対象等
	-4,041	月々サポート適用額	内 税
	12	ユニバーサルサービス料	合 算
	-40	eピリング割引料	合 算
◇端末等代金分割支払金 13,419	13,419	端末等代金分割支払金	非対象等
◇消費税等相当額 (計) 1,592	1,592	消費税等相当額 (合計)	
◇合計 34,345	34,345	合計	(3回線請求分)

ユニバーサルサービス料について
 ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。
 なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号当たりの費用 (番号単価) が公表されています。

日頃、ドコモのサービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

内訳項目 金額 (円) BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳等詳細 (DETAILS OF BREAKDOWN)		税区分 (TAX)
		ご利用期間 (7/1~7/31)		
◇基本使用料等 (計)	1,700	データプラン (スマホ/タブ)		合 算
◇パケット定額料等 (計)	500	Xiシェアオプション定額料		合 算
	0	(参考) 当月ご利用データ量		2.1G (通信速度制限含む)
◇その他ご利用料金等 (計)	300	spモード利用料		合 算
	300	ドコモWi-Fi利用料 (spモード)		合 算
	-300	キャンペーン割引料 (ドコモWi-Fi)		合 算
	648	ドコモ払い/d払い (ご利用代金/継続課金)		8月請求分
	2,192	spモード決済 (料金回収代行/継続課金分)		8月請求分
	460	spモード決済 (Google Play)		8月請求分
	-2,484	月々サポート適用額		本回線は10回目の適用 (全24回)
	3	ユニバーサルサービス料/基本		1番号あたり3円のご請求となります
	-20	eピリング割引料		7月請求分
◇端末等代金分割支払金	1,890	端末等代金分割支払金		10回目のご請求です。(全24回)
		ご請求は2020年10月請求迄で、分割支払金残額は		26,460円です。
◇消費税等相当額 (計)	198	消費税等相当額 (合計)		合算表示の料金合計×8%
◇合計	5,387	合計		
		<NTTドコモからのお知らせ>		
		○継続利用期間は、7月末で		5年8か月となりました。
		○データプランのご契約期間は7月末で		1年8か月となりました。
		○ポイントのお知らせ		
		7月ご利用分に対する獲得ポイントは、		0です。
		(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、		183円です。)
		※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。		
		○ステージのお知らせ		
		7月末のステージは、		2ndステージです。
		※その他のステージ情報はWEBをご確認ください。		
		$(1,700 + 500) \times 1.08 = 2,376$		

日頃、ドコモのサービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

内訳項目 金額(円) BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	内訳等詳細 (DETAILS OF BREAKDOWN)	税区分 (TAX)
		ご利用期間 (7/1~7/31)	
◇基本使用料等(計) 2,700	2,700	カケホーダイプラン (スマホ/タブ) iPhone	合 算
◇通話料・通信料(計) 147	147	Xi・SMS通信料	7月ご利用分 合 算
◇パケット定額料等(計) 3,800	6,000	ウルトラデータLパック定額料	合 算
	-1,400	ドコモ光セット割	光契約ID: [REDACTED] 合 算
	-800	ずっとドコモ割プラス (料金割引)	合 算
	0	(参考) 当月ご利用データ量 (シェアグループ合計)	9.4G (通信速度制限含む) 合 算
	0	(参考) 当月ご利用データ量	7.4G (通信速度制限含む) 合 算
◇その他ご利用料金等(計) 754	300	spモード利用料	合 算
	300	留守番電話サービス利用料	合 算
	200	キャッチホン利用料	合 算
	100	メロディコール利用料	合 算
	-200	オプションバック割引料	(留守・キャッチ・メロディ・転送) 合 算
	100	my daiz/iコンシェル利用料	合 算
	380	スゴ得コンテンツ利用料	合 算
	400	クラウド容量オプション利用料 (50GB)	合 算
	-380	いちおしバック割引料	合 算
	200	あんしんセキュリティ利用料	合 算
	750	ケータイ補償 iPhone & iPad 750	合 算
	400	あんしん遠隔サポート利用料	合 算
	-380	あんしんバックモバイル割引	合 算
	50	ケータイお探しサービス利用料	合 算
	-50	ケータイお探しサービス割引料	合 算
	300	ドコモWi-Fi利用料 (spモード)	合 算
	-300	キャンペーン割引料 (ドコモWi-Fi)	合 算
	1,058	spモード決済 (料金回収代行/継続課金分)	8月請求分 内 税
	-2,457	月々サポート適用額	本回線は4回目の適用 (全24回) 内 税
	3	ユニバーサルサービス料/基本	1番号あたり3円のご請求となります 合 算
	-20	eピリング割引料	7月請求分 合 算
◇端末等代金分割支払金 11,529	4,584	端末等代金分割支払金	22回目のご請求です。(全24回) 非対象等
		ご請求は2019年10月請求迄で、分割支払金残額は	9,168円です。
	6,945	端末等代金分割支払金	4回目のご請求です。(全24回) 非対象等
		ご請求は2021年4月請求迄で、分割支払金残額は	138,900円です。
◇消費税等相当額(計) 704	704	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×8%
◇合計 19,634	19,634	合計	
		<NTTドコモからのお知らせ>	
		○継続利用期間は、7月末で	21年9か月となりました。
		○カケホーダイ/ライトプランご契約期間は7月末で	1年12か月となり満了となりました。
		○ポイントのお知らせ	
		7月ご利用分に対する獲得ポイントは、	600です。
		(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、	6,525円です。)
		※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。	

$(2700 + 147 + 3800) \times 1.08 = 7179$

整理番号	2-8-8-22
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	固定電話・FAX代		
年月日	令和元年 8月 30日～令和元年 月 日	金額	4,451 4,591円

目的	連絡調整
使途	7月利用・8月請求分
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動上の連絡
<<領収書貼付枠>> 固定電話代 8,090円 ボイスワープ使用料 800円 ナンバーディスプレイ使用料 1,200円 $8,090円 - (800円 + 1,200円) \times 1.08 = 5,930$ FAX代 2,971円 $(5,930 + 2,971) \times 1/2 = 4,450.5円 \approx 4,451円$	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で按分	8,901	1/2	4,451
	11,061円	50%	4,531円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

電話料金等領収証
(Receipt)

請求番号

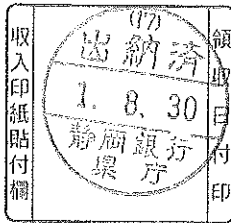
お客様氏名
河原崎 聖 様

金額
2019年 8月分
¥8,090

うち、消費税等 599円

西日本電信電話株式会社

静岡支店
お客様からの
料金お問合せ先 (無料)
0120-747488



(お客様)

電話料金等領収証
(Receipt)

請求番号

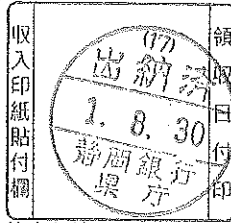
お客様氏名
河原崎 聖 様

金額
2019年 8月分
¥2,971

うち、消費税等 219円

西日本電信電話株式会社

静岡支店
お客様からの
料金お問合せ先 (無料)
0120-747488



(お客様)

ご利用料金内訳書

料金内訳名	金額(円)	税区分	ご利用期間等のお知らせ
【NTT西日本ご利用分】			
回線使用料(基本料)(事務用)	2,650	合算	7月 1日～ 7月31日
ボイスワープ使用料	800	合算	7月 1日～ 7月31日
ナンバー・ディスプレイ使用料	1,200	合算	7月 1日～ 7月31日
ダイヤル通話料	2,210	合算	7月 1日～ 7月31日。なお前月分は76円でした。
(内訳) イチリッツ1適用分	(1,573)		次回(来月分)の割引計算期間は、8月 1日～ 8月31日です。
(内訳) イチリッツ1適用通話料	<1,573>		イチリッツ1をご利用にならなかった場合、1,586円となります。
(内訳) 通常通話料適用分	(637)		
ユニバーサルサービス料	3	合算	1番号分のご請求となります。
消費税相当額	549		合算表示の料金を合計した6,863円に8%を乗じて算出しています。
(内訳) 消費税相当額(合算分)	(549)		
(小計)	7,412		
【NTTコミュニケーションズご利用分】			
ダイヤル通話料	80	合算	6月 1日～ 7月31日、0570等をご利用の場合は、その料金を含む
携帯等への0033通話料	198	合算	
消費税相当額	22		合算表示の料金を合計した278円に8%を乗じて算出しています。
(内訳) 消費税相当額(合算分)	(22)		
(小計)	300		
【携帯電話会社ご利用分】			
ダイヤル通話料	350	合算	7月 1日～ 7月31日。なお前月分は520円でした。
消費税相当額	28		合算表示の料金を合計した350円に8%を乗じて算出しています。
(内訳) 消費税相当額(合算分)	(28)		
(小計)	378		
(合計)	8,090		

料金内訳名	金額(円)	税区分	ご利用期間等のお知らせ
【NTT西日本ご利用分】			
回線使用料(基本料)(事務用)	2,650	合算	7月1日～7月31日
ダイヤル通話料	59	合算	7月1日～7月31日。なお前月分は85円でした。
(内訳)イチリッツ1適用分	(59)		次回(来月分)の割引計算期間は、8月1日～8月31日です。
(内訳)イチリッツ1適用通話料	<59>		イチリッツ1をご利用にならなかった場合、68円となります。
(内訳)通常通話料適用分	(0)		
ユニバーサルサービス料	3	合算	1番号分のご請求となります。
消費税相当額	216		
(内訳)消費税相当額(合算分)	(216)		合算表示の料金を合計した2,712円に8%を乗じて算出しています。
(小計)	2,928		
【NTTコミュニケーションズご利用分】			
ダイヤル通話料	40	合算	6月1日～7月31日、0570等をご利用の場合は、その料金を含む
消費税相当額	3		
(内訳)消費税相当額(合算分)	(3)		合算表示の料金を合計した40円に8%を乗じて算出しています。
(小計)	43		
(合計)	2,971		

整理番号	2-8-8-23
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請情報費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	自動車リース料		
年月日	令和元年 8月 5日～	年 月 日	金額 19,614 円

目的	政務活動上、必要な移動を行う。
使途	6・7月分
政務活動・ 県政との 関連性	会合に出席したり、現地調査を行うことで、必要な情報を得たり、コミュニケーションの円滑化を図る。
<<領収書貼付枠>> 別紙 利用割合が正確に把握できないため、充当限度割合(後援会活動 1/2・政務活動 1/2)により按分。 1か月分の充当可能額 9,807 円 $(26,546 - 1,025 - 7,056 + 1,148) \times 1/2 = 9,806.5 \text{ 円} \approx 9,807 \text{ 円}$ *リース料1か月分 26,546 円 重量税1か月分 $49,200 \times 1/48 = 1,025 \text{ 円}$ メンテナンス料1か月分 $338,679 \times 1/48 = 7,055.8 \approx 7,056 \text{ 円}$ オイル代1か月分 $55,108 \times 1/48 = 1,148.0833 \approx 1,148 \text{ 円}$ 2か月分 $9,807 \times 2 = 19,614 \text{ 円}$	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
該当部分について政務 活動と後援会で按分	39,228	1/2	19,614 円
	53,092 円	50 %	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

領 収 証

No. 006894

1 年 8 月 28 日

河原崎きよし 様

領 収 額		百	十	万	千	百	十	円
		¥	3	8	8	5	7	3



上記の金額正に領収致しました。

但 県政報告手形、手形掛金料

現金

小切手 _____

手形 _____

相殺 _____



株式会社



静岡県島田市井口 19-8
 TEL. (0547) 38-1570 (代)
 FAX. (0547) 38-2156 番

請 求 書

お客様コード	日付	伝票番号	請求区分
██████████	2019/08/28	399	掛売

株式会社 エーピーアイ 2-8-8-
 代表取締役 岩ヶ谷耕司 24
 〒427-0104
 静岡県島田市井口198番地
 TEL0547-38-1570 FAX0547-38-2156

河原崎きよし 御中

下記の通り御請求申し上げます。

商 品 名 ・ 摘 要	数 量	単 価	金 額	備 考
県政報告	40,000	6.6	264,000	
折込料	30,900	3.1	95,790	
		消費税	28,783	合 計
				388,573

島田掛川信用金庫 初倉支店 当座4902

納 品 書

お客様コード	日付	伝票番号	請求区分
██████████	2019/08/28	399	掛売

株式会社 エーピーアイ
 代表取締役 岩ヶ谷耕司
 〒427-0104
 静岡県島田市井口198番地
 TEL0547-38-1570 FAX0547-38-2156

河原崎きよし 御中

商 品 名 ・ 摘 要	数 量	単 価	金 額	備 考
県政報告	40,000	6.6	264,000	
折込料	30,900	3.1	95,790	
備 考		消費税	28,783	合 計
				388,573